

【園芸療法実習Ⅰ】(150時間)

目的:高齢者、知的障害者、精神障害者、身体障害者などを対象として、対象者が利用する施設や対象者を理解し、対象者にあった園芸の計画と支援のしかたを身につける。

内容:本校と連携している施設(高齢者、知的障害者、精神障害者、身体障害者など)において、園芸療法実習を10回行います。

【園芸療法実習Ⅱ】(150時間)

目的:授業や園芸療法実習Ⅰで身につけた知識や技術を用いて、園芸療法の対象となる人々と接する経験を通して、園芸療法の実践(初期評価から園芸療法計画作成まで)に必要な能力を身につける。具体的には、初期評価・目標設定・園芸療法計画の作成・報告書の作成・プレゼンテーションを行う能力などを身につける。

内容:7月に学校が実習生受け入れを依頼している施設にて集中的に実習を行います(休日を除く8日間)。報告会は別途実施します。

【園芸療法実習Ⅲ】(500時間)

目的:授業や園芸療法実習Ⅰ・Ⅱで身につけた知識や技術を用いて、園芸療法の対象となる人々と接する経験を通して、園芸療法の実践に必要な能力を身につける。

具体的には、初期評価・目標設定・園芸療法計画の作成・園芸療法の実施・再評価・報告書の作成・プレゼンテーションを行う能力などを身につける。

内容:8月～10月に学校が実習生受け入れを依頼している施設にて集中的に実習を行います(約7週間)。報告会は別途実施します。